

大口町児童館運営委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、大口町児童館の管理運営に関する規則（平成11年大口町規則第1号）第21条に基づき、大口町児童館運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員は、次に掲げる者とし、町長が委嘱する。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 町内小学校長 | 1人 |
| (2) 民生児童委員 | 3人 |
| (3) 大口町子ども会連絡協議会役員 | 1人 |
| (4) 保育園父母の会役員 | 1人 |
| (5) 識見を有する者 | 2人 |
| (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認めた者 | 若干名 |

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(任務)

第4条 運営委員会は、児童館の円滑な運営に関し、必要な事項について協議する。

(役員等)

第5条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、運営委員会を召集し、その会議の議長となる。

2 運営委員会は、委員総数の2分の1以上の委員が出席しなければ、その会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、関係職員に対し説明を求め、また資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、健康福祉部こども課で行うものとする。

(その他必要事項)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (平成11年大口町告示第17号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年大口町告示第61号)

この規程は、告示の日から施行し、改正後の大口町児童館運営委員会設置規程は、平成16年7月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月27日 大口町告示第40号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日 大口町告示第30号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。